

広島県告示第百二十八号

平成十九年広島県告示第五百三号（平成十九年度地籍調査事業計画）の一部を次のように
改正する。

平成二十年二月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

二の表府中市の項数値情報化を行う地域の欄を次のように改める。

斗升の一部、元町桜ヶ丘団地、永田地区、本
郷地区、北諸毛地区